

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

株式会社STNet (以下「当社」といいます)は、このNetwaveCATVインターネットサービス契約約款 (以下「約款」といいます)に添い、NetwaveCATVインターネットサービスを提供します。本約款において、エーアイテレビ株式会社は「AITV」としております。

### 第2条 (約款の変更)

当社は、お客さまの承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合は、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

- 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなるお客さまに対し、事前にその内容についてご通知します。

### 第3条 (用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)Netwave CATV インターネットサービス	当社が当社の通信設備および電子計算機等ならびに第一種電気通信事業者の電気通信回線を使用して、お客さまは提供するインターネットプロトコルによる電気通信サービスのうち顧客設備等をサービス用設備と接続するためにCATV回線を使用するもの
(2)利用契約	NetwaveCATVインターネットサービスの提供を受けるための契約
(3)お客さま	当社と利用契約を締結している者
(4)顧客設備等	お客さまがNetwaveCATVインターネットサービスの提供を受けるため、電気通信回線を經由して接続したお客さまが管理する端末設備、電子計算機およびその他の機器
(5)サービス用設備	NetwaveCATVインターネットサービスを提供するために当社が設置した、当社の通信設備および電子計算機等(電子計算機の本体、入出力装置、その他の機器およびソフトウェアをいいます)
(6)サービス用通信回線	NetwaveCATVインターネットサービスを提供するため、サービス用設備と他のインターネット事業者との間およびサービス用設備相互を接続する第一種電気通信事業者の電気通信回線
(7)アクセス回線	顧客設備等をサービス用設備と接続するために、当社がAITVから借りる電気通信回線(CATV回線)
(8)ネットワーク接続装置	NetwaveCATVインターネットサービスを提供するためにアクセス回線と顧客設備等を接続する装置
(9)ユーザID	NetwaveCATVインターネットサービスを利用するお客さまに当社が付与する情報(お客さま番号、電子メールアドレス等)
(10)保安器	顧客設備等への落雷及び直流の侵入を防止するため、AITVのCATV回線と顧客設備等との接続の分界点に設置されるもの。

### 第4条 (サービスの提供区域)

当社のこの約款で提供するサービスの提供区域は、AITVのサービスエリア内とします。

## 第2章 NetwaveCATVインターネットサービスの内容

### 第5条 (サービスの種類および内容)

NetwaveCATVインターネットサービスの種類と内容が別表1に規定するとおりとします。

## 第3章 利用契約の締結等

### 第6条 (最低利用期間)

NetwaveCATVインターネットサービスの最低利用期間は、利用契約毎に利用契約開始日から起算して12ヶ月とします。ただし、スタンダード、ハイスピード、プレミア、オフィスは6ヶ月、オプションサービスの最低利用期間別に定めるサービスガイドによります。

### 第7条 (利用申込)

NetwaveCATVインターネットサービスの利用契約の申込み、サービスの内容を特定するために必要な事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出していただくことにより行います。

### 第8条 (利用契約の成立)

利用契約は、前条の申込みに対し当社が当社所定の申込み確認書を発行することにより承諾し成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないもの、あるいは承諾後であっても承諾の取り消しを行うことがあります。

- 申込書に虚偽の事実の記載があったとき
  - 申込者がNetwaveCATVインターネットサービス料金(以下「サービス料金」といいます)等の支払いを怠るおそれがあるとき
  - 申込者が第21条(利用の停止)に該当するとき
  - 当社の業務の遂行上または業務上支障を著しく生ずるおそれがあるとき
  - 申込に係るNetwaveCATVインターネットサービスを提供するためのCATV回線の設置において、AITVの承諾が得られないとき
  - 申込者が当社またはNetwaveCATVインターネットサービスの信用を毀損するおそれがある状態でご当サービスを利用するおそれがあるとき
  - その他(1)から(6)までを類する事象があるとき
- 前項の規定により、NetwaveCATVインターネットサービスの利用を承諾しかねる場合は、当社は、申込者に対し、書面を持ってその旨をご通知します。
  - 当社はNetwaveCATVインターネットサービスの種類により、ユーザIDを賦与した場合は、第11項の承諾のときにこれをお客さまに通知します。

### 第9条 (ユーザIDおよびパスワードの管理責任)

お客さまは、当社が付与したユーザIDまたはパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入などすることはできません。お客さまは、この約款に基づき付与されたユーザIDおよびパスワードの管理責任を持つものとし、当社は責任を負えないこととします。

- お客さまは、ユーザIDまたはパスワードが窃用され、または濫用される可能性があることが判明した場合は、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。

### 第10条 (利用契約に基づく権利の譲渡)

お客さまは、第11条(お客様の地位の承継等)に規定する場合を除き、利用契約に基づいてNetwaveCATVインターネットサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

### 第11条 (お客様の地位の承継等)

相続または法人の合併によりお客さまの地位の承継があったときは、地位の承継をした者は、承継をした日から30日以内に当社所定の書類を当社に提出していただきます。

- 当社はお客さまに対して、次の変更があったときは、そのお客さままたはそのお客さまの業務の同一性および継続性が認められる限り限り、前項のお客さまの地位の承継があったものとみなして前項の規定を準用します。

- 個人から法人への変更
- お客さまである法人の業務の分割による新たな法人への変更

- お客さまである法人の業務の譲渡による別法人への変更
- お客さまである法人格を有しない団体の代表者の変更
- その他(1)から(4)までを類する変更

### 第12条 (お客さまの氏名等の変更)

お客さまは、その氏名もしくは名称または住所もしくは所在地について変更があったときは、変更があった日から30日以内に当社所定の書類を当社へ提出していただきます。

- お客さまは、前項ご定める場合を除き、利用契約の申込書に記載の事項を変更しようとするとき(顧客設備等の追加、変更、削除等を行うことを含みます)は、当社所定の書類ご変更事項、変更予定日等を記入して、変更事項ご並び別途定める期日までに当社へ提出していただきます。

### 第13条 (お客さまの権利)

お客さまがNetwaveCATVインターネットサービスを經由して国内外の他のネットワークと通信を行う場合、お客さまは必ずすべてのネットワークの規則に従うものとします。特に研究ネットワークは、営利目的として利用しないものとします。

### 第14条 (第三者の権利侵害の禁止)

お客さまは、NetwaveCATVインターネットサービスを通して、文章、写真、ソフトウェアなどを公開する場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないものとします。

## 第4章 回線

### 第15条 (サービス用通信回線)

当社は、第一種電気通信事業者の提供する通信回線を使用してNetwaveCATVインターネットサービスを提供します。

## 第5章 顧客設備等

### 第16条 (顧客設備等の設置)

- お客さまは当社からNetwaveCATVインターネットサービスの提供を受けるにあたっては、自らの費用で、顧客設備等を設置していただきます。
- お客さまが使用する顧客設備等は、当社が提示する技術的事項ご適合する機器とします。ただし、NetwaveCATVインターネットサービスの種類により個別ご当技術的事項を提示することがあります。
- NetwaveCATVインターネットサービスにおける技術的事項は、別途ご定めます。

### 第17条 (当社のネットワーク接続装置)

- お客さま別に設置するネットワーク接続装置は、原則として、当社が設置し、アクセス回線と顧客設備等を接続します。
  - アクセス回線および当社のネットワーク接続装置を設置する場所を、お客さまに提供していただきます。
  - お客さま別に設置する、当社のネットワーク接続装置に關して必要となる電気は、お客さまに提供していただきます。
  - お客さま別に設置する当社のネットワーク接続装置において、お客さまは、次のことを守っていただきます。
- 当社の承諾がある場合を除き、当社のネットワーク接続装置の停止、移動、取外し、変更、分解または破壊をしないこと
  - 当社のネットワーク接続装置を善良な管理者の注意をもって管理すること
  - 前項の規定を違反して当社のネットワーク接続装置を亡失または破壊したときは、お客さまは、お客さまの負担において、当該装置を回復または管理するものとします。

### 第18条 (異常が生じた場合の措置)

- お客さま別に設置した当社のネットワーク接続装置が正常に機能しないときは、お客さまは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 前項の事象があったときは、当社の対応または当社が指定する者がその原因を調査し、及び当該装置の修理を行うものとします
- 前項の調査の結果、当社のネットワーク接続装置が故障のいことが明らかになったときは、お客さまは、当社に対し、当該調査に關して要した費用を支払うものとします。
- 第21項の調査の結果、当社のネットワーク接続装置が故障があり、当該故障がお客さまの責ご帰すべき事由により生じたときは、当該故障の調査及び修理に關して要した費用は、お客さまご負担していただきます。

### 第19条 (お客さまの維持責任)

- お客さまはNetwaveCATVインターネットサービスの遂行ご支障を与えないために、顧客設備等を正常に稼働するように維持していただきます。
- お客さまは、当社が業務の遂行ご支障がなると認められた場合を除いて、顧客設備等ご他の機能、付加価値等を取り付けないものとします。

## 第6章 利用の中止および停止ならびにサービスの廃止

### 第20条 (利用の中止)

当社は、次の場合には、NetwaveCATVインターネットサービスの提供を中止することがあります。

- サービス用設備の保守上または工作上やむを得ないとき、および障害などやむを得ない事由があるとき
  - 第一種電気通信事業者の都合によりサービス用通信回線の使用が不能なとき
  - 当社が接続する他のインターネット事業者の都合によりサービスの提供が不能なとき
  - その他(1)から(3)までを類する事項
- 当社は、前項の規定によりNetwaveCATVインターネットサービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨をお客さまにお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第21条 (利用の停止)

当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、6ヵ月以内で当社が定める期間、NetwaveCATVインターネットサービスの利用を停止することがあります。

- サービス料金等、お客さまが滞りに基づき、当社に支払うべき料金などをその支払期日を経過してもなお支払わないとき
- 第9条(ユーザIDおよびパスワードの管理責任)、第14条(第三者の権利侵害の禁止)、第16条(顧客設備等の設置)第2項、第17条(当社のネットワーク接続装置)第4項、または第19条(お客さまの維持責任)の規定を違反したとき
- 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様においてNetwaveCATVインターネットサービスを使用したとき
- 当社が提供するサービスを直接または間接ご利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてNetwaveCATVインターネットサービスを使用したとき
- その他(1)から(4)までを類する事項のとき

- 当社は、前項の規定によりNetwaveCATVインターネットサービスの利用停止をするときは、その理由、利用停止する日および期間をあらかじめお客さまにお知らせします。
- 第11項の規定によりNetwaveCATVインターネットサービスの提供が停止された期間ごサービス料金は、当該NetwaveCATVインターネットサービスの提供があったものとして取扱うものとします。

### 第22条 (サービスの廃止)

当社は、都合によりNetwaveCATVインターネットサービスの特定の種類のサービスを廃止することがあります。

- 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、お客さまに対し廃止する日の3ヵ月前までに、書面によりその旨をご通知します。

## 第7章 利用契約の解約

### 第23条 (お客さまが行う利用契約の解約)

お客さまは、当社所定の書類ご承諾するNetwaveCATVインターネットサービスの種類、解約日等ご当社の指定する事項ご並びのうえ、解約希望日の20日までに、当社に通知していただくことにより、いつでも利用契約を解約することができます。ただし、第6条(最低利用期間)の最低利用期間内で利用契約を解約する場合は、第28条(最低利用期間ご承諾した場合は料金)の料金を適用します。

### 第24条 (当社が行う利用契約の解約)

- 当社は、第21条(利用の停止)の規定によりNetwaveCATVインターネットサービスの利用を停止されたお客さまが第21条(利用の停止)の期間中ごその事由を解消しない場合は、その利用契約を解約することがあります。
- 当社は、お客さまにおいて、前項の不実行または再発を申し立て等の理由により債務の履行が困難になったときは、第21条(利用の停止)及び前項の規定ごかわらず利用の停止をしない、でその利用契約を解約することがあります。
- 当社は、第11項及び第21項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめお客さまにその旨をお知らせします。

## 第8章 料金等

### 第25条 (料金の適用)

サービス料金は、別表2料金表ご規定するとおりとします。

### 第26条 (料金の徴収方法)

サービス料金は、NetwaveCATVインターネットサービスの利用ご開始し、利用申込を承諾した時に発生する初期費用、サービスを利用するための月額料金および必要事項の変更があった場合に発生する費用があります。このうち、初期費用は、利用契約成立の際ご一時的に発生する費用です。

- サービス料金のうち月額料金については、次のとおりです。

- 月額料金は、お客さまが使用するNetwaveCATVインターネットサービスの種類ご対応して定まる基本サービスの標準ごオプションサービスの利用ご開始した毎月ご定額の料金です。
- 月の途中ご利用契約ご開始された場合も、当月分よりお客さまご月額料金の全額を請求いたします。
- 月の途中ご利用契約ご解約された場合も、当月分までお客さまご月額料金の全額を請求いたします。
- 当社が責めご帰すべき事由によりNetwaveCATVインターネットサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)ご生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の期間(以下「利用不能期間」といいます。)ご当該状態ご継続したときは、当社は、お客さまに対し、お客さまからの利用不能期間部分ご確認請求に基づき、利用不能期間を24で割った数(小数点以下ご端数は、切り捨てます)ごに月額料金の30分ご1を乗じて算出した額(1円未満ご端数は、切り捨てます)を、お客さまご当社に支払うべきこととなるNetwaveCATVインターネットサービスの料金から減額します。ただし、お客さまご当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までご当該請求をしなかったときは、お客さまは、その権利を失うものとします。

### 第27条 (サービスの種類を変更した場合の料金)

サービスの種類ご変更(以下「契約変更」といいます)した場合は、契約変更後のサービスが新たに発生したものととして、変更後のサービスに対して初期設定料等を請求いたします。

- 契約変更があった場合の月額料金は、次のとおりとします。

- 月額料金が増額となる契約変更の場合の料金は、変更後契約の最低利用期間ご経過するまでは、変更後契約の当該サービス料金を、最低利用期間ご経過後は、変更後契約の当該サービス料金を、それぞれ適用します。
- 月額料金が増額となる契約変更の場合の料金は、変更後契約ご終了および変更後契約ご開始ご契約変更月ごあったものとして、契約変更月より変更後のサービス料金を適用します。
- 契約変更後の最低利用期間は、契約変更月から起算します。

### 第28条 (最低利用期間ご承諾した場合の料金)

NetwaveCATVインターネットサービスを第6条(最低利用期間)の最低利用期間内に解約した場合はサービスの料金ご額を、課金期ご月から当該最低利用期間ご末日までのサービス料金ご額とします。

### 第29条 (料金の支払方法および支払期日)

- お客さまは、サービス料金等を当社が指定する方法により支払うものとします。
- お客さまは、サービス料金等を当社が指定する期日(以下「支払期日」といいます)までに支払うものとします。
- お客さまは、サービス料金等を支払期日の到来する前日ご従って支払うものとします。

### 第30条 (割増金)

お客さまは、サービス料金等の支払を不去ご免れな場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍ご相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

### 第31条 (延滞利息)

お客さまは、サービス料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数ご対して年14.6%ご割合ご計算して得た総額ご延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

### 第32条 (消費税)

お客さまご当社ご対し本サービスに關する債務を支払う際に、消費税法(昭和三6年法律第108号)及び同法に關する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びご物産税法(昭和三5年法律第226号)及び同法に關する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を併せて支払うものとします。

## 第9章 お客さま情報の保護

### 第33条 (お客さま情報の保護)

当社は、NetwaveCATVインターネットサービスの提供に關連して知り得たお客さまの情報を、お客さまの承諾を得た場合、法令に基づき利用、又は提供しないことができない場合を除き、第三者ご開示しないものとします。

- 当社ご対しごサービス料金等の取扱いを委任する者ご対して、取扱いに必要ご情報ご提供することをお客さまは、あらかじめ承諾するものとします。

## 第10章 損害賠償

### 第34条 (損害賠償の限度)

第一種電気通信事業者の提供する電気通信設備、または、国外の電気通信事業者の責ご帰すべき事由を原因として、NetwaveCATVインターネットサービスの利用不能状態が生じたことによりお客さまご損害を被ったときは、当社は、当該損害を被ったお客さまご対し、その請求に基づき、当社ご当該第一種電気通信事業者等から受領した損害賠償の額(以下「損害賠償額」といいます)ご限度として、損害ご賠償をします。

- 前項のお客さまご被る場合における当社ご賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全てのお客さまの損害ご対し、損害賠償額ご限度とします。この場合において、お客さまの損害ご賠償ご承諾した強制賠償額ご超過するときは、各お客さまご対しご支払がれることとなる損害賠償の額は、当該お客さまの損害ご賠償を被った全てのお客さまの損害ご賠償ご承諾ご承諾した額ご超過して算出した数ご損害賠償額ご乗じて算出した額となります。

### 第35条 (免責)

当社は、前条(損害賠償の限度)の場合を除き、お客さまごNetwaveCATVインターネットサービスの利用に關して被った損害ご対しては、債務ご不履行責任、不作為ご責任、その他の法律上の責任を問はず、賠償の責任を負いません。ただし、当社の故意または重大過失に基づく場合はこの限りではありません。

### 第36条 (情報の管理)

お客さまは、NetwaveCATVインターネットサービスを利用して受信し、又は送信する情報は、NetwaveCATVインターネットサービスの設備又は装置の故障によるその消失を防止するための措置を講じていただきます。

**第37条(責任の分界点)**

加入者専用回線を利用するNetwaveCATVインターネットサービスにおいては、ネットワーク接続装置とお客さま設備を接続するイーサネットの端末接続装置間の接続点を責任分界点とします。ただし、保安器の出力端子からネットワーク接続装置の間についてはお客さまの責任となります。

**第11章 雑則**

**第38条(協議)**

この約款に記載のない、実施上必要な細目については、お客さまと当社との協議によって定めます。

**付 則**

この約款は平成17年5月1日より効力を発するものとします。

**【別表 1】**

1. NetwaveCATVインターネットサービスの種類

種 類	内 容
スタンダード	CATV回線を利用し、お客さまの端末を接続するサービスです。個人で、非営利目的に限ります。
ハイスピード	CATV回線を利用し、お客さまの端末を接続するサービスです。個人で、非営利目的に限ります。
プレミアム	CATV回線を利用し、お客さまの端末を接続するサービスです。個人で、非営利目的に限ります。
オフィス	CATV回線を利用し、お客さまの端末を接続するサービスです。
Myサーバ	CATV回線を利用し、IPアドレス1個を固定して提供するサービスです。オプションサービスは、ありません。
備 考	オプションサービスの詳細は、別に定めるサービスガイドを参照して下さい。当社は、お客さまの要望により、上記以外の種類についても提供することがあります。

2. サービス時間

毎日 0時~24時とします。

また、当社の設備の保守等の都合で事前通知の上、運休することがあります。

**【別表 2】**

1. NetwaveCATVインターネットサービスの料金

・基本サービス

種 類	料 金
スタンダード 接続料(月額)	2,800円/回線 (税込 2,940円/回線)
ハイスピード 接続料(月額)	3,300円/回線 (税込 3,465円/回線)
プレミアム 接続料(月額)	3,800円/回線 (税込 3,990円/回線)
オフィス 接続料(月額)	6,800円/回線 (税込 7,140円/回線)
Myサーバ 初期設定費(加入時のみ) 接続料(月額)	13,000円/回線 (税込13,650円/回線) 9,500円/回線 (税込 9,975円/回線)

CATV回線をインターネット接続に利用するためにはAITVVに対して加入金、引込工事費、宅内工事費が別途必要となります。利用するCATV回線の設置状況により必要でない場合もあります。また、その他の費用は別に定めるサービスガイドを参照して下さい。

**NetwaveCATVインターネットサービス  
(AIテレビ)契約約款**

平成17年5月  
株式会社STNet